

資料 1-1

## ねんきん事業機構法案等の概要

# ねんきん事業機構法案の概要

## I. 組織

- 厚生労働省に、政府管掌年金事業（厚生年金保険事業及び国民年金事業）の運営を目的とする特別の機関として、「ねんきん事業機構」を設置する。
- 「ねんきん事業機構」の長は、「代表執行責任者」とする。
- 「ねんきん事業機構」の地方組織として、「地方年金局」（地方ブロック機関）及び「年金事務所」（第一線機関）を設置する。
- 「ねんきん事業機構」の職員（年金運営会議の委員等を除く。）は、代表執行責任者が任免する。

## II. 事業運営

### 1. 事業運営の基本理念

- 「ねんきん事業機構」は、その事業運営に当たり、国民の意見を反映しつつ、サービスの質の向上を図るとともに、事務処理の効率化並びに事務運営の公正性及び透明性の確保に努めなければならないこと等を定める。

### 2. 職員の服務

- 「ねんきん事業機構」の職員は、保険料により運営される政府管掌年金事業の意義を自覚し、強い責任感を持って、誠実かつ公正に職務を遂行する旨の服務の宣誓を行うものとする。

### 3. 年金運営会議

- 代表執行責任者が事業運営に関する重要事項について決定しようとするときは、「年金運営会議」の議を経なければならないこととする。
- 「年金運営会議」は、代表執行責任者及び委員4名以内をもって組織する。
- 「年金運営会議」の委員は、過去に厚生労働省の常勤の職員となったことがない者であって、政府管掌年金、経営管理、債権の管理・徴収、サービスの改善又は情報システムに関し優れた識見を有する外部専門家のうちから厚生労働大臣が任命する。

○「年金運営会議」の委員のうち、1人は常勤（任期3年）とし、その他の委員は非常勤（任期5年）とする。

○代表執行責任者は、年金運営会議の終了後、速やかに、会議の議事概要を作成し、公表しなければならないこととする。

#### **4. 特別監査官**

○「ねんきん事業機構」に「特別監査官」を置き、会計監査及び業務監査（個人情報管理監査を含む。）を行わせるものとする。

○「特別監査官」は、過去に厚生労働省の常勤の職員となつたことがない者であつて、財務管理及び経営管理に関し優れた識見を有する外部専門家のうちから厚生労働大臣が命ずる。

○「特別監査官」は、監査を行った場合、監査報告書を作成し、代表執行責任者に提出する。代表執行責任者は、監査報告書を年金運営会議に報告し、公表するものとする。

○「特別監査官」は、年金運営会議に出席し、意見を述べることができるとともに、代表執行責任者に対し、年金運営会議の招集を求めることができる。

#### **5. 被保険者等の意見の反映**

○代表執行責任者は、事業運営の基本理念を踏まえ、被保険者、事業主、受給権者等の意見を事業運営に反映させるために必要な措置を講じなければならないものとする。

#### **6. 目標及び実績評価**

○厚生労働大臣は、毎年度、「ねんきん事業機構」の達成目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表するものとする。

#### **7. 年金個人情報の利用及び提供の制限**

○年金個人情報については、政府管掌年金事業の実施並びに全国健康保険協会による健康保険事業に関する事務、介護保険料等の特別徴収、他制度との併給調整等の事務を遂行する場合以外には、利用又は提供できないものとする。

#### **8. 年金委員**

○厚生労働大臣は、政府管掌年金事業に関する国民の理解を高めるための啓発を行い、被保険者等からの相談に応じる等の活動を行う年金委員を委嘱する。

### Ⅲ. 経過措置及び検討規定

- 政府は、法律の施行状況、国民年金保険料の納付状況、業務の効率化及び改善状況等を勘案して、必要があると認めるときは、「ねんきん事業機構」の組織・事業運営の在り方等について検討し、その結果に基づき必要な措置を講じるものとする。
- 「ねんきん事業機構」は、船員保険事業について、行政改革推進法の規定に基づく措置（平成18年度末を目途に検討し、その結論に基づき、平成22年度までを目途に一般制度に統合する）が講じられるまでの間、その事務を行うものとする。
- 厚生労働大臣は、法律の施行日前においても、この法律の施行に必要な準備行為をすることができるものとする。

### Ⅳ. 関係法律の一部改正

- 厚生労働省設置法から「社会保険庁」を削除する。
- 保険医療機関等に対する指導・監査等、社会保険診療報酬支払基金（各都道府県支部）に対する指導監督及び審査請求事件に関する社会保険審査官の事務は、地方厚生局において実施するものとする。
- 地方社会保険事務局及び社会保険事務所の職員によって組織される共済組合（社会保険職員共済組合）を廃止し、厚生労働省共済組合へ統合する。
- 以上のほか、厚生労働省設置法、厚生年金保険法、国民年金法等に関し、ねんきん事業機構の設置に伴う所要の改正を行う。

### Ⅴ. 施行期日

平成20年10月1日（一部を除く。）



# 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案の概要

## 1. サービスの向上

### (国民年金法、厚生年金保険法関係)

#### 1. 住所変更等の届出の省略 [平成 23 年 4 月施行]

○住民基本台帳ネットワークシステムから被保険者情報を取得することにより、被保険者等の氏名・住所の変更等の届出を原則廃止し、被保険者等の事務負担の軽減及び被保険者等記録の的確な管理を図る。

### (住民基本台帳法関係)

#### 2. 住民基本台帳ネットワークシステム情報の活用 [公布日施行]

○被保険者等の住所変更等の届出の原則廃止を可能とするとともに、34歳到達者のうち国民年金未加入者への適用勧奨を行うため、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けられることができる事務として、「国民年金法による被保険者に係る届出に関する事務」等を追加する。

### (労働保険の保険料の徴収等に関する法律関係)

#### 3. 社会保険と労働保険との連携の推進 [平成 20 年 4 月施行]

○労働保険における年度更新（当該年度の概算保険料及び前年度の確定保険料の申告納付）の期限を、社会保険の標準報酬月額算定の届出の期限である7月10日に統一することにより、事業主による手続の簡素化等を図る。

## II. 保険料の収納対策の強化等

(国民年金法関係)

### 1. 保険料を納めやすい環境の整備・手続の簡素化等

#### ① クレジットカードによる保険料納付

[平成19年3月31日までの日で政令で定める日]

○国民年金保険料の納付方法として、口座振替、コンビニ、インターネット納付等に加え、クレジットカードによる納付を可能とする。

#### ② 任意加入被保険者の保険料納付方法として口座振替を原則化

[平成19年4月施行]

○国民年金の任意加入被保険者（60歳以上65歳未満の者等）について、口座振替による保険料納付を原則とすることにより、納め忘れを防止し、年金受給権の確保を確実にする。

#### ③ 保険料免除等の手続の簡素化

○国民年金保険料の免除の対象者である生活保護受給者や学生等について免除手続を確実にし、また重点的に申請の勧奨ができるよう、福祉事務所や医療保険者等に対し、情報の提供を求めることができることとする。〔公布日施行〕

○大学等が学生等である被保険者の委託を受けて、学生納付特例に係る申請を代行することができることとする。〔平成19年4月施行〕

## **2. 社会保険制度内での連携による保険料納付の促進**

(国民健康保険法、国民年金法関係)

### **①国民健康保険（市町村）との連携** [平成19年4月施行]

- 市町村の判断により、国民年金保険料の未納者に対して、国民健康保険被保険者証に通常より短期の有効期間を定めることができることとし、未納者との接触の機会を設けることにより、保険料免除や納付の促進ができるようにする。
- 上記の短期の被保険者証の交付対象となった者が、市町村の窓口で国民年金保険料を納付することができるよう、当該市町村がその申出により、納付受託機関となることができることとする。

(健康保険法、介護保険法、社会保険労務士法関係)

### **②社会保険制度内の連携**

- 社会保険に密接に関わる事業者等（保険医療機関・保険薬局・指定訪問看護事業者、介護保険事業者・介護保険施設及び社会保険労務士）による社会保険料の自主的な納付を促進する仕組みとして、長期間にわたって自主的な納付がない場合には、当該事業者等の指定等又は更新を認めないこととする。  
[平成20年4月施行]
- 併せて、国民年金保険料について、関係団体を通じた納付状況の確認等を可能とし、自主的な納付を促進する。[平成19年4月施行]

(国民年金法関係)

## **3. 事業主との連携による保険料納付の促進** [公布日施行]

- 従業員の国民年金に関する適切な手続の実施や保険料の納付を促進し、年金受給権の確保に資するため、事業主に対し、事業所における周知や保険料の納付の勧奨等に関して、必要な協力を求めることができることとする。

(厚生年金保険法関係)

## **4. 滞納処分のための資料の提供要求** [平成18年10月施行]

- 厚生年金の滞納事業所に対する滞納処分の的確な実施を図るために、官公署に対し、資料の提供を求めることができることとする。



### Ⅲ. 国民年金事業等の公正・透明・効率的な運営の確保

#### (国民年金法関係)

#### 1. 事務費国庫負担の見直し [平成19年4月施行]

○平成10年度より特例措置として保険料財源が充当されている年金事務費について、受益と負担の明確化等の観点から、保険料を充当できることを恒久措置として定める。

#### (国民年金法、厚生年金保険法関係)

#### 2. 福祉施設規定の見直し [平成19年4月施行]

○年金福祉施設の設置等の根拠であった、被保険者等の福祉を増進するために「必要な施設をすることができる」旨の規定を廃止するとともに、新たに「年金相談、年金教育・広報、情報提供等の国民年金事業・厚生年金保険事業の円滑な実施等を図るための事業を行うことができる」旨の規定を設ける。

#### 3. その他の事項

#### (国民年金法関係)

#### ①被保険者資格に関する情報の取得 [公布日施行]

○国民年金被保険者の適用勧奨を効率的に実施するため、市町村等の官公署に対し、被保険者の資格確認等に必要な資料の提供を求めることができることとする。

#### (国民年金法、厚生年金保険法関係)

#### ②基礎年金番号の法定化 [平成20年10月施行]

○ねんきん事業機構の業務と他の社会保険に関する業務の連携を図るため、基礎年金番号を年金原簿の記載事項として法定化するとともに、基礎年金番号を適正に活用するための利用制限等の措置を講じる。

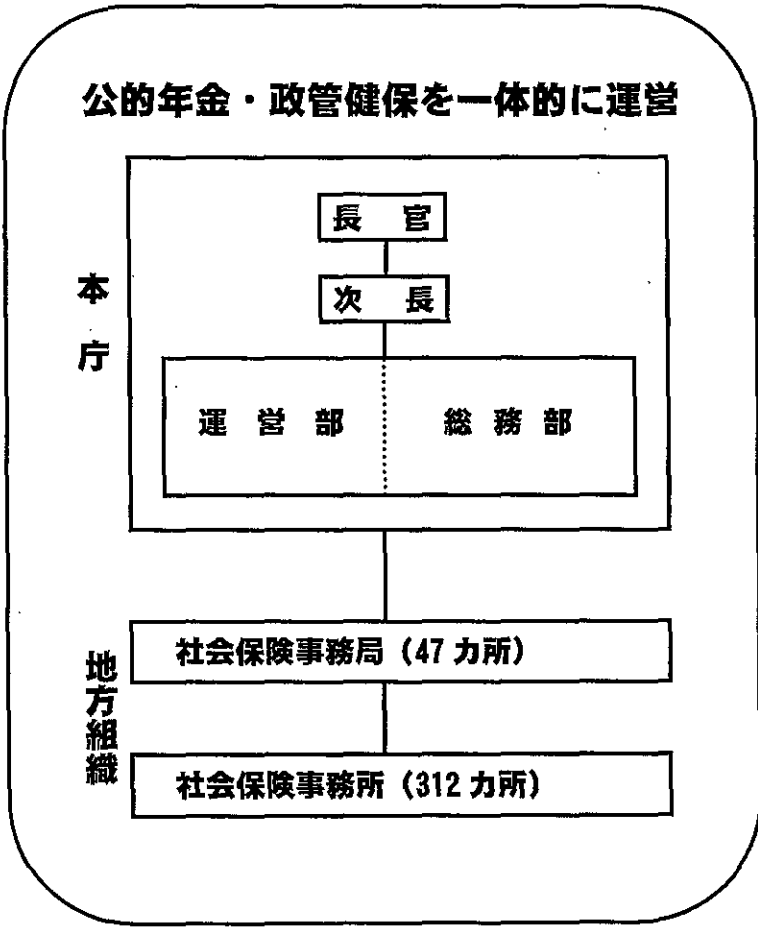
#### **IV. その他の法律の一部改正及び検討規定**

- 国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法に関し、事務費負担の見直しに関する改正を行うほか、厚生保険特別会計法、船員保険特別会計法、国民年金特別会計法等に関し、上記の改正に伴う所要の改正を行う。
  
- 政府は、施行後5年を目途として、この法律による改正後の国民年金法等の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づき必要な措置を講じるものとする。

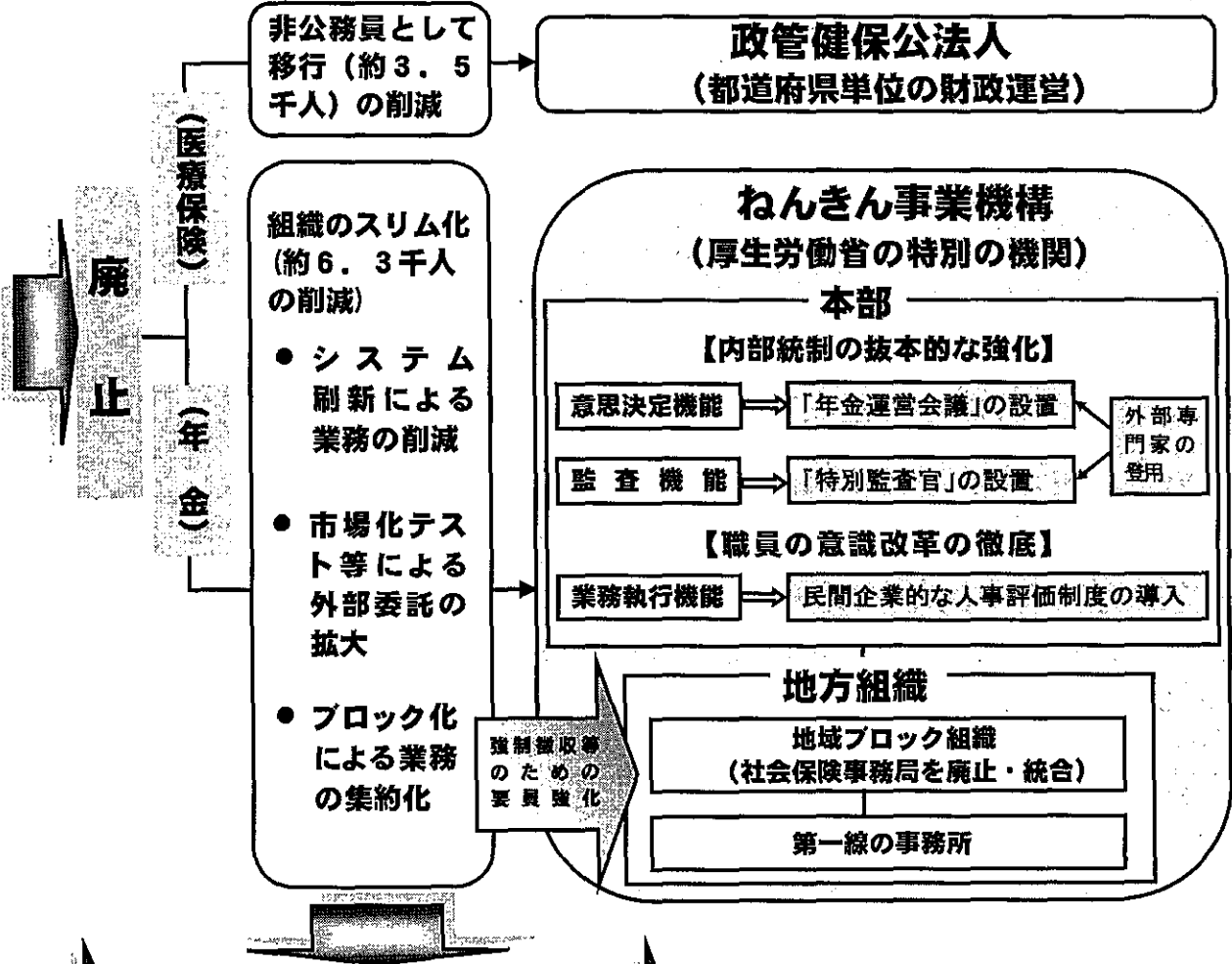
# 社会保険庁改革の全体像

～社会保険庁を廃止・解体し、国民の信頼を得ることのできる新組織を設立～

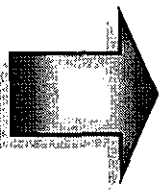
## 現行組織



## 新組織



職員約2万9千人  
（うち非常勤職員約1万2千人）



1万人程度の削減



職員約1万8千人  
（うち非常勤職員約5千人）

※ 次期通常国会に、組織改革のための法案を提出。